【会員各位】
この度、国土交通省より下記の通りの依頼がございました。
ご確認の程、宜しくお願い申し上げます。
（公社）全日本不動産協会千葉県本部　本部長　原口　正子

国土動第１４９号
令和２年３月３１日

公益社団法人全日本不動産協会理事長　殿

国土交通省土地・建設産業局不動産業課長

新型コロナウイルス感染症に係る対応について（依頼）

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、人や物の動きが停滞し、様々な事業活動の運営に多大な影響が生じてきているところです。

こうした中で、飲食店をはじめとする事業者の中には、新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動が縮小し、入居するビル等の賃料の支払いが困難となる事案が生じているところです。

つきましては、賃貸用ビルの所有者など、飲食店をはじめとするテナントに不動産を賃貸する事業を営む事業者におかれましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、賃料の支払いが困難な事情があるテナントに対しては、その置かれた状況に配慮し、賃料の支払いの猶予に応じるなど、柔軟な措置の実施を検討頂きますよう、貴団体加盟の事業者に対する周知をお願いいたします。